

令和3年第4回与論町議会臨時会

会 議 録

令和3年8月23日

与 論 町 議 会

令和3年第4回与論町議会臨時会会議録

令和3年8月23日（月）午後2時58分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第40号 令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(繰越)に係る
物品売買契約の締結について

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

産業振興課長 山 下 秀 光 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午後2時58分

----- ○ -----
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和3年第4回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番、原 栄徳君、6番、福地元一郎君を指名します。

----- ○ -----
日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----
日程第3 議案第40号 令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(繰越)に係る物品売買契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議案第40号 令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(繰越)に係る物品売買契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(山 元宗君) 議案第40号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(繰越)に係る物品売買契約の締結について、提案理由を申し上げます。
令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(繰越)について、指名競争入札執行の結果、有限会社協和自動車整備工場 代表 南 豊治と物品売買契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年与論町条例第18号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 死亡獣畜処理センターの運用はどこがされるのですか。もし、堆肥センターと一緒に形で運営されるのだったら、この設備は両方で併用できるような形になっているかお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） こちらの施設に関しては町の直営ということで死亡獣畜

処理センターと堆肥センター。堆肥センターと併用しておりますラブセンターといった形で町のほうで運営しております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 指名競争入札となっておりますが、指名した業者は何社あったのか。それと指名した理由をお聞きします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 島内にあります9社の業者を指名しております。理由につきましては、本町で納入できる業者等を指名しております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 与論町内の業者を全て入札に参加させてくれているということで非常に公平性が保たれていると思います。それと、今回だけでなく新しい備品等を導入するとき、例えば今使っているものを廃車するのか廃棄するのかどうかわかりませんが、その処分方法あるいは少しボロボロでも中古車で処分も可能なこともあると思うのです。その物品の処分にあって、今使っているものがあるのかどうか。それをまたどういう形で処分されるのか、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 現在2トンのユニックを使用しておりますが、まだ修繕等いろいろかさむ傾向にあります。いまのところ使用しながら状態を見て、整備工場とも相談しながら使えるところは使って処分するときは検討して処分していきたいと考えております。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 是非物品等を処分するときもオークションをかける等してできるだけ財政に貢献するような形の処分のあり方を今からそういうことをもっと積極的に要望しておきます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 契約書の中にあるところで気になるところを2点だけお伺いします。1点目は今喜山議員の質問に対して少し答えがあったかなと思うのですが、納入期限が来年2月10日となっております。少し時間があるなと思っておりますが、それはさっき答弁されたように今使っている2トンのユニック車があるということで少しゆっくりした契約期間になっているのかなという印象を受けているのですが、それともトラッククレーンというのが発注生産で時間がかかるということで納入期限を長く取っているのか、それと抱き合わせで今月の初めに契約した議決された冷凍コンテナの一式の納入期限が確か11月10日あたりだったと思うのですが、本当はそれと一体的に運用するのがあるのでしょうか、コンテナ一式は11月の納入だったのに対して、このトラッククレーンは来年の2月ということで大分3ヶ月くらいタイムラグがありますけれども、そこは大丈夫なのか、そこをあえて長くとっている理由を確認したいということがまず一つです。あともう1点だけ、瑕疵担保責任、契約書の中では第5条ですかね、交換に応じる期間を1年間だけ見ているのですが、通常契約書の中で謳う必要があるのかどうかわかりませんが、メーカーによって違いますが保証期間というのは、一般保証期間といわれる期間が3年くらい、特別保証とい

われる期間が5年くらいというのが通常だと思うのですが、契約書の中には載っていないようですが、それは載せなくても想定内ということでお互いにそれは理解し合っているということなのか、保証期間というのはどうなっていますか。その2点、回答をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） まず、納入期限につきましては2月10日ということで、2トントラックにユニック車を付けるということで余裕を持つてのことで、現在使えるのもありますのでそれで補うということですが、コンテナの件につきましては11月20日を納入期限としておりますが、その後さまざまな船会社及び相手方との契約期間を年内いっぱいにしてコンテナ自体が実質運用を計画しているのは、年が明けてからの2月頃ということで期間を定めているところでございます。保証期間につきましては、こちら契約書をそのまま使いましてそこまで考えていなかったのですが、この議決が終わった後本契約となっておりますので、その方面も詰めていきたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今の答弁を聞いて、保証期間のことが頭に無かったということでちょっと非常に重要なところですので、大事な車ですのでその保証期間について通常はメーカー保証と言われる期間が一般保証という区分があって、だいたいそれは3年なのです。一般保証というのは、どこのメーカーもだいたい統一して、日本国中のメーカーがだいたい統一して3年と決めているルールがあるのです。それとは別にメーカーによって差がある特別保証というのがあって、それがだいたい5年くらいなのです。新車の場合ですね。この場合新車ですので。ですから、保証期間というのは少なくとも3年、あるいは特別保証は5年というふうになっていますけれども。非常に重要なところですので、そこはしっかり業者の方としっかり連携をとっていただいて確認されながら、それを契約書の中で謳う必要があるかはわかりませんが、そこはお互いわかりあってやっていかないと、その保証期間というのはその間に定期検査というのがいろいろあるわけですので、法廷の定期検査とは別にいろいろな定期検査を受けていないとその保証も受けられないというのがありますので、そこを含めて、しっかり検査も定期的にやっていただいて、保証期間をできるだけ長く取るという方法でしっかりやっていただきたいと思います。そこはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） そのように進めていきたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 特別に課長に答弁を求めるわけではありませんが、前回のコンテナの件でも質問しましたとおり、いわゆる牛の堆肥センターとか牛に関するさまざまな補助金も多い中で、いわゆる糞尿に対する町民からの苦情も相当あります。特に町長と副町長、この問題について取り組んでいただけるのか私は疑問に思っているのです。6月に一般質問した後に担当課のほうにどういう指示をされたのか。これだけ町費を出しているわけです。是非町民が納得できるようにその辺ご努力よろしく願います。それと、死亡牛の処分の方法ですが、コンテナを購入するという形になって

いて、鹿児島に輸送してやる方法ですね。鹿児島に輸送する場合は与論町の焼き場から港までコンテナを運んで、積み込みして鹿児島まで持って行って荷下ろしして、陸上輸送して向こうで焼却する。空コンテナの返却もあると。相当な経費がかかりますよということを言いました。7月3日に南海日日新聞に載っていたのを私見落としまして、徳之島町にも今度、焼き場ができて、調査したら12カ月未満で焼却料が4万円、12カ月以上が6万円消費税別ですね。そのときにこういう方法があるのです。コンテナをユニック車で例えば今日の上りの船に乗せるのです。クレーン車に。そして向こうに運んだ場合に、徳之島に無人車で送ると相当安くつくのです。車で送らないで、貨物だけのコンテナで送ったらものすごいお金がかかるわけです。なのでこの時にこのユニック車も使えるなど、安くするためにこのユニック車も買って良いのではないかと、私はそういう意味で言っているのです。それから他にもいろいろ調べて、本部町とか国頭町とか伊是名島とかも全部電話で調べました。沖縄では2万8000円です。国頭町は南城市まで運んで焼いてくれて2万8000円でやっています。是非町の歳出を安くするために担当課長もよろしくご努力をお願いします。

○議長（高田豊繁君） この間の臨時議会でも喜山議員からコストがどのくらいかかるかという質問がありました。それに対しての補足だったような感じですので、中断しないで続けさせていただいたところでございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（繰越）に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（繰越）に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 原 栄徳

与論町議会議員 福地元一郎